「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」中間案に対するパブリックコメントの結果概要及び県の考え方について

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画(中間案)にかかるパブリックコメントの概要

期間:令和6年12月10日(火)から令和7年1月10日(金)まで

周知方法:・三重県ホームページ

・三重県 医療保健部 感染症対策課及び三重県情報公開・個人情報総合窓口での資料配布

・県内保健所での資料配布

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画(中間案)にかかる意見募集の結果

・パブリックコメント: 2件

ご意見の概要及び県の考え方について

頁	項目	ご意見の概要	対応
51	第1章 第2節 図8	 対策本部の組織体制について、事務局としておくのは、企画、報道対応、人事といった機能のみでよいのではないか。それ以外(医療体制班等)は実働部隊なので、各部の中の医療保健部に紐づく形とした方がよいのではないか。 対策本部の組織体制における事務局組織は「班」「G」、各部の組織は「課」「班」であり実態がわかりにくいのではないか。中で働く職員にとっても、外部(国等)から応援で入った場合にも、直感的にわかりやすい組織構造としておくのが望ましいと思うがいかがか。 	 対策本部の事務局においては、新型インフルエンザ等に直接対応する専属の部門であり、それ以外の各部については、通常業務と関連して生じる新型インフル対応に関する業務を行うものと整理しています。そのため、事務局と各部の機能についてすみ分け、記載しているところです。 「班」「G」とすることで、平時の組織体制と区別され、有事の体制であることが分かりやすくなると考えています。なお、三重県災害対策本部の組織体制についても同様の区分としています。
80	第4章 第3節(2) 3-1-1⑤	・ 患者情報については、県民の感染対策に真に必要な情報に限って 公表すべきである。中途半端な個人情報の公表は、感染対策に結 びつかず、むしろ、疫学調査を阻害することになりかねない。感染状 況のフェーズ毎に状況は変わってくると思うが、新型コロナの対応を総 括した上で、国の公表基準をベースにするとか、統計・分析したもの を中心にするとか、何らか記載できないものか検討いただきたい。	ご意見をふまえ、準備期の記載内容に以下のとおり追記します。 「県は、国における感染症の発生状況等に関する公表基準等の 見直しをふまえ、必要な検討を行う。」 (最終案 P.75 第4章第1節(2)1-2-1④)